

平成十五年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項並びに独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令を次のように定める。

（業務方法書の記載事項）

**第一条** 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号。以下「機構法」という。）第十

二条第一項第一号に規定する新築又は改築に関する事項

二 機構法第十二条第一項第二号に規定する操作、維持、修繕その他の管理に関する事項

三 機構法第十二条第一項第三号に規定する災害復旧工事に関する事項

四 機構法第十二条第一項第四号に規定する特定河川工事に関する事項

五 機構法第十二条第二項に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する工

法律（平成三十年法律第四十号）第五条に規定する業務に関する事項

六 機構法第十二条第三項第一号に規定する調査、測量、設計、試験、研究及び研修に関する事項

七 機構法第十二条第三項第二号に規定する水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工

事又はこれと密接な関連を有する工事に関する事項

八 機構法第十二条第三項第三号に規定する管理に関する事項

九 業務委託の基準

十 競争入札その他契約に関する基本的事項

十一 その他機構の業務の執行に関する必要な事項

（中期計画の認可申請等）

**第二条** 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

**第三条** 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。

一 施設及び設備に関する計画

（中期計画の記載事項）

二 人事に関する計画

三 中期目標期間を超える債務負担

四 機構法第三十一条第一項に規定する積立金の使途

2 その他当該中期目標を達成するために必要な事項  
（年度計画の記載事項等）

**第四条** 機構に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

**第五条** 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載るものとする。

事業年度における業務の一 当該事業年度における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係る業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項に係る業務）を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務を明らかにした報告書

二 当該事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果（当該事業年度以前の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果）を明らかにした報告書

三 当該事業年度における業務運営の状況

ハ 当該業務に係る指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該業務に係る指標（当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限る。））

イ 中期計画及び年度計画の実施状況

ロ 当該事業年度における業務運営の状況

について自ら評価を行つ明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務を明らかにしたものに限った結果を明らかにした報告書

2							
3	2	1	2	1	2	1	2
4	3	2	1	2	1	2	1
5	4	3	2	1	2	1	2
6	5	4	3	2	1	2	1
7	6	5	4	3	2	1	2
8	7	6	5	4	3	2	1
9	8	7	6	5	4	3	2
10	9	8	7	6	5	4	3
11	10	9	8	7	6	5	4
12	11	10	9	8	7	6	5
13	12	11	10	9	8	7	6
14	13	12	11	10	9	8	7
15	14	13	12	11	10	9	8
16	15	14	13	12	11	10	9
17	16	15	14	13	12	11	10
18	17	16	15	14	13	12	11
19	18	17	16	15	14	13	12
20	19	18	17	16	15	14	13
21	20	19	18	17	16	15	14
22	21	20	19	18	17	16	15
23	22	21	20	19	18	17	16
24	23	22	21	20	19	18	17
25	24	23	22	21	20	19	18
26	25	24	23	22	21	20	19
27	26	25	24	23	22	21	20
28	27	26	25	24	23	22	21
29	28	27	26	25	24	23	22
30	29	28	27	26	25	24	23
31	30	29	28	27	26	25	24
32	31	30	29	28	27	26	25
33	32	31	30	29	28	27	26
34	33	32	31	30	29	28	27
35	34	33	32	31	30	29	28
36	35	34	33	32	31	30	29
37	36	35	34	33	32	31	30
38	37	36	35	34	33	32	31
39	38	37	36	35	34	33	32
40	39	38	37	36	35	34	33
41	40	39	38	37	36	35	34
42	41	40	39	38	37	36	35
43	42	41	40	39	38	37	36
44	43	42	41	40	39	38	37
45	44	43	42	41	40	39	38
46	45	44	43	42	41	40	39
47	46	45	44	43	42	41	40
48	47	46	45	44	43	42	41
49	48	47	46	45	44	43	42
50	49	48	47	46	45	44	43
51	50	49	48	47	46	45	44
52	51	50	49	48	47	46	45
53	52	51	50	49	48	47	46
54	53	52	51	50	49	48	47
55	54	53	52	51	50	49	48
56	55	54	53	52	51	50	49
57	56	55	54	53	52	51	50
58	57	56	55	54	53	52	51
59	58	57	56	55	54	53	52
60	59	58	57	56	55	54	53
61	60	59	58	57	56	55	54
62	61	60	59	58	57	56	55
63	62	61	60	59	58	57	56
64	63	62	61	60	59	58	57
65	64	63	62	61	60	59	58
66	65	64	63	62	61	60	59
67	66	65	64	63	62	61	60
68	67	66	65	64	63	62	61
69	68	67	66	65	64	63	62
70	69	68	67	66	65	64	63
71	70	69	68	67	66	65	64
72	71	70	69	68	67	66	65
73	72	71	70	69	68	67	66
74	73	72	71	70	69	68	67
75	74	73	72	71	70	69	68
76	75	74	73	72	71	70	69
77	76	75	74	73	72	71	70
78	77	76	75	74	73	72	71
79	78	77	76	75	74	73	72
80	79	78	77	76	75	74	73
81	80	79	78	77	76	75	74
82	81	80	79	78	77	76	75
83	82	81	80	79	78	77	76
84	83	82	81	80	79	78	77
85	84	83	82	81	80	79	78
86	85	84	83	82	81	80	79
87	86	85	84	83	82	81	80
88	87	86	85	84	83	82	81
89	88	87	86	85	84	83	82
90	89	88	87	86	85	84	83
91	90	89	88	87	86	85	84
92	91	90	89	88	87	86	85
93	92	91	90	89	88	87	86
94	93	92	91	90	89	88	87
95	94	93	92	91	90	89	88
96	95	94	93	92	91	90	89
97	96	95	94	93	92	91	90
98	97	96	95	94	93	92	91
99	98	97	96	95	94	93	92
100	99	98	97	96	95	94	93
101	100	99	98	97	96	95	94
102	101	100	99	98	97	96	95
103	102	101	100	99	98	97	96
104	103	102	101	100	99	98	97
105	104	103	102	101	100	99	98
106	105	104	103	102	101	100	99
107	106	105	104	103	102	101	100
108	107	106	105	104	103	102	101
109	108	107	106	105	104	103	102
110	109	108	107	106	105	104	103
111	110	109	108	107	106	105	104
112	111	110	109	108	107	106	105
113	112	111	110	109	108	107	106
114	113	112	111	110	109	108	107
115	114	113	112	111	110	109	108
116	115	114	113	112	111	110	109
117	116	115	114	113	112	111	110
118	117	116	115	114	113	112	111
119	118	117	116	115	114	113	112
120	119	118	117	116	115	114	113
121	120	119	118	117	116	115	114
122	121	120	119	118	117	116	115
123	122	121	120	119	118	117	116
124	123	122	121	120	119	118	117
125	124	123	122	121	120	119	118
126	125	124	123	122	121	120	119
127	126	125	124	123	122	121	120
128	127	126	125	124	123	122	121
129	128	127	126	125	124	123	122
130	129	128	127	126	125	124	123
131	130	129	128	127	126	125	124
132	131	130	129	128	127	126	125
133	132	131	130	129	128	127	126
134	133	132	131	130	129	128	127
135	134	133	132	131	130	129	128
136	135	134	133	132	131	130	129
137	136	135	134	133	132	131	130
138	137	136	135	134	133	132	131
139	138	137	136	135	134	133	132
140	139	138	137	136	135	134	133
141	140	139	138	137	136	135	134
142	141	140	139	138	137	136	135
143	142	141	140	139	138	137	136
144	143	142	141	140	139	138	137
145	144	143	142	141	140	139	138
146	145	144	143	142	141	140	139
147	146	145	144	143	142	141	140
148	147	146	145	144	143	142	141
149	148	147	146	145	144	143	142
150	149	148	147	146	145	144	143
151	150	149	148	147	146	145	144
152	151	150	149	148	147	146	145
153	152	151	150	149	148	147	146
154	153	152	151	150	149	148	147
155	154	153	152	151	150	149	148
156	155	154	153	152	151	150	149
157	156	155	154	153	152	151	150
158	157	156	155	154	153	152	151
159	158	157	156	155	154	153	152
160	159	158	157	156	155	154	153
161	160	159	158	157	156	155	154
162	161	160	159	158	157	156	155
163	162	161	160	159	158	157	156
164	163	162	161	160	159	158	157
165	164	163	162	161	160	159	158
166	165	164	163	162	161	160	159
167	166	165	164	163	162	161	160
168	167	166	165	164	163	162	161
169	168	167	166	165	164	163	162
170	169	168	167	166	165	164	163
171	170	169	168	167	166	165	164
172	171	170	169	168	167	166	165
173	172	171	170	169	168	167	166
174	173	172	171	170			

群馬用水施設緊急改築事業	群馬用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣
利根導水路大規模地震対策事業	利根大堰	農林水産大臣及び国土交通大臣
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）	朝霞水路（秋ヶ瀬取水堰）	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）
成田用水施設改築事業	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	房総導水路施設緊急改築事業
群馬用水施設改築事業	農林水産大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣
豊川用水施設改築事業	農林水産大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣
群馬用水施設改築事業	農林水産大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣
豊川用水二期事業	農林水産大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣
豊川用水二期事業（指定工事）	農林水産大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣
豊川用水二期事業（指定工事に係るものに限る。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川総合用水事業	農林水産大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣
木曽川用水二期事業	農林水産大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣
三重用水事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
愛知用水二期事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
長良導水事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川用水施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川右岸施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川右岸緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
愛知用水三好支線水路緊急対策事業	農林水産大臣	農林水産大臣
木曽川用 水濃尾第二施設	農林水産大臣	農林水産大臣
対象である施設	淀川大堰	淀川大堰
国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二四年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二六年一〇月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二七年三月二四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年三月三一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

（施行期日）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績報告書に係る経過措置）

2

改正附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第

五条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）と、「第二十九条第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは「結果（当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

**附 則**（平成二七年七月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二八年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二九年六月一四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

**附 則**（平成三〇年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三〇年四月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成三〇年八月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成三〇年八月二十四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）

この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十一年八月三十一日）から施行する。

**附 則**（平成三一年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（令和元年五月一一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年六月一一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和三年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則**（令和四年三月二五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和四年九月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和五年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和五年一月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則**（令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和六年三月三〇日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

